

No.174 (不定期配信)

“Great Wall” Street Journal

# 長城街日報

～中国株の現場から～



東洋証券株式会社  
上海駐在員事務所 所長  
奥山 要一郎  
2007年入社。本社シニアストラテジ  
スト等を経て、2015年より現職

## アリババ&アント、巨額罰金の先にあるものは？

「開けゴマ」ならぬ「払え罰金」——。週末夜のニュースを呼び水にブラックジョークが飛び交った。この呪文を唱えれば新規株式公開（IPO）への扉は開くのだろうか。主役はアリババとアントである。

★ ★ ★ ★ ★

7月7日夜、アリババ集団（09988）傘下の金融会社、アント・グループの罰金処分が確定した。その額、実に71億2300万元（約1400億円）。中国人民銀行（中央銀行）の公表文書によると、アントは「金融消費者保護、銀行保険業務、決済業務、ファンド販売業務などで違反行為があった」とされる。

アントは2020年11月の上海・香港への重複上場計画が直前で取り止めとなった。当局の会議でフィンテックの管理監督強化が議題となり、ネット企業の金融業務参入に厳しい目が向けられるなど、すさまじい逆風に吹き飛ばされた形だ。

その後、人民銀が20年12月、アントに対してガバナンス体制の不備などを指摘する行政指導を行った。翌21年4月にはアントが業務改善計画を策定。金融事業の行政監督を受ける、決済業務は本来の形に立ち返る（他の金融サービスとの不当な紐づけ停止）、個人情報保護を強化してデータの乱用を防ぐ、

などの方針が示された。ある意味で“野放し”状態だったネット金融業界を、当局が強い姿勢で規範化。「ここで管理しないと政府側が飲み込まれる」という一種の危機感もあったのだろう。フィンテック企業が構築してきたエコシステムも一部崩壊した。

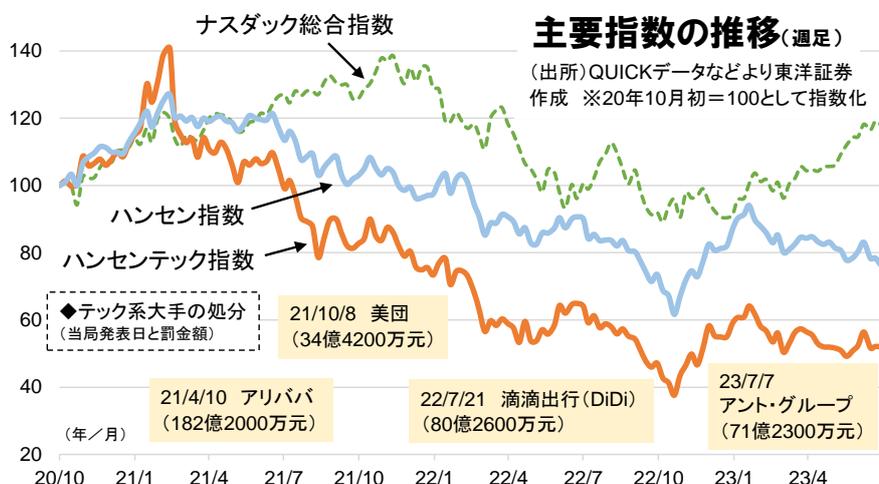
その一つが、アントが展開していたP2P保険「相互宝」（22年1月に運営停止）。保険金の支払いを加入者が「割り勘」で賄うシステムだ。支付宝（アリペイ）から簡単に申し込めることで人気を呼び、会員は一時1億人を超えていた。ただ、法的には「保険」にあらず、契約者保護の措置も適用外。このグレーゾーンが問題視され、当局から実質的な“お取りつぶし”の目に遭う。ビジネスやるならルールの下で。規制と管理は後から付いてくる。

アントの罰金処分観測が流れた7日、アリババ株は特に後場に買われ、3.43%高となった。NY上場の同社ADR（BABA）は8.00%高。アントの金融持ち株会社免許の取得やIPO手続き再開への期待が高まった。株価の本格的な反転材料になるだろうか。

★ ★ ★ ★ ★

さて、当初100億元超とされていたアントの罰金額は、何回かの“折衝”を経て71億元あまりに落ち着いたという。何でもアリの中国で、まさかの罰金

値引き交渉？ いずれにせよ、22年10～12月期に96億元の利益を上げていたアントにとって、71億元は管理可能な額と言えそう。ちなみに、アリババは独占禁止法違反で罰金182億2000万元、美团（メイトゥアン、03690）も同法違反で罰金34億4200万元、滴滴出行（DiDi）はインターネット安全法違反などで罰金80億2600万元が科されている。お金の話は尽きません。



文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

## ◆ 注 意 事 項 ◆

### 外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

### 手数料等およびリスクについて

#### ①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手料をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買う場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して 最大 1.1000%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客様に提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50%となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

### 利益相反情報について

この資料の作成後、掲載された銘柄を対象とした EB 等の仕組債等を東洋証券株式会社が販売する可能性があります。また、東洋証券株式会社またはその関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載された企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

### ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

#### **【免責事項等】**

この資料は、東洋証券株式会社が信頼できるとされる各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。また、将来の運用成果等を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点のものであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客様に何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券株式会社は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号

◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

TEL 03 (5117) 1040

<https://www.toyo-sec.co.jp/>

2023 年 7 月 11 日  
審査部審査済